

自治会館管理細則

第1条(名称) 本会館は、衣川台北自治会館及び南自治会館とする。

第2条(目的) 本会館は、会員相互の親睦と文化的、健康的な生活の向上を図るために設置する。

第3条(事業) 本会館は、第2条の目的を達成する為の次の事業に使用する。

- 1、自治会行事
- 2、会員相互の親睦を促進するための事業
- 3、会員の文化的、健康的な生活の向上を図るための事業
- 4、その他の管理者が必要と認める事業

第4条(管理者) 本会館の所有者は自治会とし、管理者は総務部長とする。

(管理運営は総務部自治会館管理担当者が行う)

第5条(管理運営業務) 自治会館管理担当者は次の業務を行う。

- 1、会館備品台帳、使用台帳等の作成、管理
- 2、使用の許可
- 3、設備、備品の定期的点検保全、消耗品の補充
- 4、会館の小口会計口座に関すること

第6条(使用の申し込み) 使用を希望するものは、組長が保管する使用申請書により、使用の7日前までに(但し、緊急の場合はこの限りではない)自治会館管理担当者に申し込む。

第7条(使用の許可) 管理担当者は、使用申し込みに対してこれを受理し(申し込み多数者の場合は調整の上)使用を許可する。

第8条(使用の制限) 使用目的が第2条の目的と著しく相違する場合は、管理者は使用を拒否することが出来る。(自治会の公的使用と重なる場合は公的使用が優先する。)

第9条(使用時間) 使用時間は原則として、午前9時から午後10時までとする。

第10条(使用料) 自治会員の使用は原則として無料とする。但し営利を目的とした場合、ならびに自治会員以外の使用については、1時間につき500円を徴収する。

第11条(冷暖房費) 冷暖房を使用した場合、下記(表1)に定める冷暖房費を徴収する。

(表1)

	冷房費	暖房費
北自治会館	50円/時間	20円/時間
南自治会館	100円/時間	30円/時間

- 1、自治会役員会及び活動等・自主防災部定例会及び活動等については無料とする。
- 2、自治会員以外の使用については、下記(表2)に定める冷暖房費を徴収する。ただしボランティア活動など、管理者が認めた場合は南自治会館の冷房費を100円/時間に減免を行うことができる。

(表2)

	冷房費	暖房費
北自治会館	50円/時間	20円/時間
南自治会館	300円/時間	30円/時間

第 12 条(使用の注意) 使用者は、次の使用上の注意を守らなければならない。

- 1、建物、設備、備品を大切に使う。
- 2、鍵の返却は、確実且つ速やかに行う。

第 13 条(損害賠償) 使用者の故意又は過失により損害を与えた場合は、管理者の指示により賠償しなければならない。

第 14 条(会計) 会館の運営・管理に関する費用には、自治会からの運営費と使用料収入を当てる。

第 15 条 (その他) この細則によるものの他、必要な事項は管理者が別に定める。

付則

- 1、この規則は、昭和 61 年 4 月 6 日から施行する。
- 2、この細則は、平成 17 年 12 月 4 日から施行する。
(規則則を細則へ変更、第 4・5 条 監理を管理へ変更、管理担当名称変更、第 11 条冷暖房費追加)
- 3、この細則は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。
- 4、この細則は、令和 4 年 1 月 20 日の定例役員会にて承認を得て、令和 4 年 2 月 1 日に遡及して施行する。(第 4 条 自治会館管理者の変更。第 6 条 使用申込担当者の変更。第 11 条 冷暖房費について定める。)